

大阪市立の特別支援学校及び高等学校の大阪府への一元化に向けた基本的な考え方について（案）

1 一元化の対象と時期

- 特別支援学校については、平成27年4月に大阪府へ移管するものとする。
 ○高等学校については、新たな大都市制度実施時期に合わせて移管を行うこととする。ただし、大阪市立高等学校（枚方市）のみ関係者理解など条件が整い次第、大阪府に移管するものとする。

2 移管に関しての対応方針（特別支援学校及び大阪市立高等学校（枚方市）について）

項目		方針
財政	資産・負債	・土地、建物及び備品については、大阪市より大阪府に対して無償譲渡する。 （移管する施設等については、府市で協議を行った上で、府立学校の運営に必要なものは移管しない。） ・移管後の起債償還費については、大阪府において負担する。償還方法については、今後協議を行う。
	施設整備費等	・移管後、耐震改修（吊り天井）経費及び建替えに係る経費については、大阪府において負担する。 ・移管に係る初期費用のうち、特別支援学校については大阪府において負担することとし、大阪市立高等学校（枚方市）については大阪市において負担し、今後その負担方法については協議を行う。 ・（仮称）北部特別支援学校の設置、難波特別支援学校・（仮称）難波高等特別支援学校の移転等にかかる経費については、大阪市において負担する。
	債権	高等学校奨学金等の債権については、当面の間移管せず、新たな大都市制度実施時期に合わせて整理を行う。
	移管後の学校運営に係る経費	大阪府において負担する。
教育内容等	学校運営	大阪府立学校条例に基づいて運営する。
	移管後の学校名	府市で協議の上、府において決定する。
	教育課程	原則として、大阪府の基準に合わせるよう、今後協議を行う。
	大阪府で独自に行ってきた事業	大阪府で行ってきた事業のうち、職業教育訓練センターは大阪府で運営を行うものとし、その他の事業については今後協議を行う。
組織、人員	教員配置	大阪府の配置基準・方針等に基づき、教職員を配置する。今後、職種ごとに具体的な協議を行う。
	退職手当	市費負担教職員の退職手当について、市在籍期間に係る財源は大阪府の負担とし、負担方法については、今後協議を行う。
	服務／研修／健康管理／給与・旅費	大阪府の基準を適用する。
	その他移管に向けた調整	円滑な移管に向け、府市協力して必要な課題解決を行う。

3 今後の予定

- ・大阪府において、平成26年2・3月市会に大阪市立学校設置条例の改正案（市立特別支援学校の廃止）及び関連予算案を提案
- ・大阪府において、平成26年2月府議会に大阪府立学校条例の改正案（府立支援学校の設置）及び関連予算案を提案